

植民地朝鮮における近代化と日本語教育

山田 寛人

はじめに

植民地朝鮮での言語問題に言及した従来の研究では、「『同化』教育の中心をなしたのは、朝鮮語のはぐ奪と日本語の強制であった¹。」「日本語の習得が強制される一方、朝鮮語および朝鮮歴史の抹殺がはかられた²。」という言説に見られるように「日本語強制」ということばが自明の事実を表現するものとして用いられる傾向があった。これに対して、日本語による近代化という側面を強調するような議論がある。

このように、植民地権力が行った日本語普及政策については、「強制」されたものとして批判・断罪するのか、近代化に貢献したとして評価するのかという二項対立的傾向が見られる。これは、韓国のみならず日本における教育史研究の中にも見られるし、朝鮮史研究の中にも「植民地収奪論」と「植民地近代化論」の対立といふかたちであらわれてもいる³。

これに対して呉成哲は「日本語能力をもつということは、朝鮮人にとっては比喩的にいえば諸刃の剣をもつということだったのではないだろうか。日本語能力という諸刃の一方の面は、朝鮮人の民族的アイデンティティが否定され植民地支配体制に吸収される形で使われうる。しかしある場合にはその諸刃のもう一方の面は植民支配に抵抗する武器になる可能性もある⁴。」と述べている。これを日本人側から見るならば、朝鮮人を「同化」する一方で、日本語という近代化のための道具を与えるということになる。こうした状況について、呉成哲は日本語教育が重点的に行われた普通学校を植民地権力側と朝鮮人側の「同床異夢の場」として、日本語教育を「同化」や「近代化」の手段としてだけみる視点の限界を指摘している。このような限界をふまえた上で論じた研究は少なくない⁵。

本稿ではまず、日本語普及政策の成果が反映されているはずのものである、1930年に行われた朝鮮国勢調査による日本語と朝鮮語の読み書き能力に関する統計を分析する。次にこの統計にあらわ

1 趙文済「日本帝国主義のいわゆる「文化政治」の本質」『歴史評論』248、1971年、82頁。

2 尹健次『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会、1982年、424頁。

3 並木真人「朝鮮における「植民地近代性」・「植民地公共性」・対日協力—植民地政治史・社会史研究のための予備的考察」(『国際交流研究』(フェリス女学院大学国際交流学部紀要)第五号、2004年)など。

4 오성철(吳成哲)『식민지 초등 교육의 형성』교육과학사、2000年、416頁。

5 とりあえず、以下のようなものをあげることができる。한우희(韓祐熙)「일제식민통치하 조선인의 교육열에 관한 연구—1920년대 공립보통학교를 중심으로—」(『교육사학연구』2-3집, 1990年)、古川宣子「日帝時代 普通學校體制의 形成」(서울大學校 大學院 教育學博士學位論文、1996年)、김경미「보통학교제도의 확립과 학교 훈육의 형성」(연세대학교 국학연구원 편『일제의 식민지배와 일상생활』혜안、2004年)、金富子『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』(世織書房、2005年)。

れている数値の背景にあるものを明らかにするために、主な日本語習得の場であった普通学校教育について、学校増設や就学率の上昇の要因がどこにあったのかを中心に考える。その際、普通学校教育において朝鮮人側が求めていたものと、植民地権力側が求めていたものがどのようにくいちがつていたのか、そしてその結果がどのようなものになったのかを明らかにする。こうした分析を通じて、「日本語強制」ということばから思い浮かぶ「すべての朝鮮人が無理やり日本語を学ばされていた」、あるいは「日本がすべての朝鮮人に徹底的に日本語を教えていた」というイメージが抱えている問題点がうかびあがってくるだろう。

I .朝鮮国勢調査（1930年）

日本ではじめての国勢調査は1920年に実施された。同年、朝鮮でも実施が検討されたが結局は実施できなかった。国勢調査は10年ごとに大規模調査が、5年ごとに簡易調査が行われることになっていたが、朝鮮初の国勢調査は1925年の第二回国勢調査（簡易調査）である。そして最初の大規模調査として行われたのが1930年の第三回国勢調査である。この調査では民族別、言語別の読み書き能力の調査が行われた⁶。

1. 調査の方法

この調査を実際に行ったのは国勢調査員である。「昭和五年朝鮮国勢調査地方事務取扱規程（訓令第12号、1930年）」によれば、国勢調査員は府尹又は面長が「調査区内ノ事情ニ通ジタル公務員、公共団体ノ職員其ノ他国勢調査員トシテ適當ナリト認ムル者」だった。府尹又は面長は、選ばれた国勢調査員に対して一定の訓練を行い、準備調査をさせた後に、申告書用紙を交付した。国勢調査員が申告書を蒐集すると、府尹又は面長がそれを検査した。その後、府尹は道知事に、面長は郡守又は島司に、申告書を取りまとめて提出した⁷。

「国勢調査員心得（訓令第13号、1930年）」の第26条によれば、「申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ為スコト能ハザル者アルトキハ国勢調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ申告義務者ニ代リテ記入ヲ為シ読み聞カセタル上之ヲ蒐集スペシ此ノ場合ハ申告書指定ノ箇所ニ国勢調査員ノ氏名又ハ姓名ヲ記入スベシ」となっていた。申告書に記入する文字は日本語と決められていたので、実際には多くの場合この第26条に従って国勢調査員が記入していたものと考えられる。

「申告書記入心得」の「読み書キノ程度」の項は、「一 仮名（片仮名ト平仮名ヲ含ム）又ハ諺文ヲ読み且書キ得ル者ハ各々ノ欄ニ「得」ト記入スルコト 但シ読み得ルモ書クコトヲ得ザル者又ハ書キ得ルモ読みコトヲ得ザル者ハ斜線（／）ヲ引クコト 二 読ミ且書キ得ザル者ハ当該欄ニ斜線（／）ヲ引クコト」とな

⁶ この調査が実施に至るまでの経緯や、その背景と問題点などについては、金富子「1930年朝鮮国勢調査にみる識字とジェンダー」（『人民の歴史学』142、1999年）と板垣竜太「植民地期朝鮮における識字調査」（『アジア・アフリカ言語文化研究』58、1999年）が詳しい。

⁷ 朝鮮総督府『昭和五年 朝鮮国勢調査報告 全鮮編』付録、1935年、11-15頁。

っていた⁸。これによれば、読み書きのどちらかしかできない場合には斜線をひいてカウントしないことになっており、読む力と書く力を分けて調査していたわけではない。また、「読み且書き得ル」かどうかの基準は明記されておらず、この項の指示に従って記入者が判断していたものと考えられる。この点は、この調査の重大な欠点である。しかしながらこれに代わる大規模な識字調査は他にはないので、こうした欠点、限界をふまえたうえで分析をしていきたい。

2. 調査の要旨

「読み書きの程度」の調査は、後にも先にも1930年の国勢調査においてしか行われておらず、同年の「内地」における国勢調査でも行われていない。その目的は、「調査の要旨」から読み取ることができる。

半島文化の態様を観察せんとせば先づ一般教育の普及程度を調査せざるべからず。而して朝鮮に於ける教育施設の目標として永年の懸案たる一面一校主義の実現も近く完成せんとする今日、読み書きの程度に依る主として朝鮮人文教の程度を探求するは、社会教育の施設改善上最も緊要なることに属す。即ち今回の国勢調査に於ては特に朝鮮の特殊調査事項として読み書きの程度を加へ之を仮名及諺文を読み且書き得る者、仮名のみを読み且書き得る者、諺文のみを読み且書き得る者、仮名及諺文共読み且書き得ざる者の四種に分ちて調査したるも亦之が資料の一助たらしめんとするに在り⁹。

これを見ると、この調査が主として朝鮮総督府による朝鮮人に対する教育普及の程度を調査する目的で行われたということがわかる。

II. 読み書きの程度の調査結果

読み書きの程度の調査結果は、民族(日本人、朝鮮人)、性(男、女)、地域(府部、郡部／各道)、年齢(15区分: 0-5、6-14は各年別、15-19、20-24、25-39、40-59、60以上)の別に整理されている。結果表は12種類の一覧が48頁にわたって掲載された膨大なものである。考察の必要に応じて、これらの結果表の一部を編集して〈表1～6〉を作成した。以下では、この〈表1～6〉をもとに分析を進めていく。

⁸ 朝鮮総督府『昭和五年 朝鮮国勢調査報告 全鮮編』付録、1935年、41頁。

⁹ 朝鮮総督府『昭和五年 朝鮮国勢調査報告 全鮮編』第二卷 記述報文、1935年、273頁。

〈表1〉 仮名を読み且書き得る者(朝鮮人)

	朝鮮人全体 男+女		男		女	
全体	(1) 20,438,108	(4) 1,393,573 (6.8)	(7) 10,398,889	(10) 1,200,531 (11.5)	(13) 10,039,219	(16) 193,042 (1.9)
府部	(2) 889,082	(5) 220,207 (24.8)	(8) 456,919	(11) 167,337 (36.6)	(14) 432,163	(17) 52,870 (12.2)
郡部	(3) 19,549,026	(6) 1,173,366 (6.0)	(9) 9,941,970	(12) 1,033,194 (10.4)	(15) 9,607,056	(18) 140,172 (1.5)

〈表2〉 諺文を読み且書き得る者(朝鮮人)

	朝鮮人全体 男+女		男		女	
全体	(1) 20,438,108	(4) 4,543,684 (22.2)	(7) 10,398,889	(10) 3,746,538 (36.0)	(13) 10,039,219	(16) 797,146 (7.9)
府部	(2) 889,082	(5) 383,121 (43.1)	(8) 456,919	(11) 264,745 (57.9)	(14) 432,163	(17) 118,376 (27.4)
郡部	(3) 19,549,026	(6) 4,160,563 (21.3)	(9) 9,941,970	(12) 3,481,793 (35.0)	(15) 9,607,056	(18) 678,770 (7.1)

〈表3〉 年齢別(朝鮮人 * 0-5歳を除く)

年齢	6-9	10-14	15-19	20-24	25-39	40-59	60-
人口	2,083,756	2,220,479	2,051,939	1,711,543	3,953,440	3,289,942	1,271,422
仮名	161,356 (7.7)(1)	383,267 (17.3)(4)	314,565 (15.3)(7)	210,690 (12.3)(10)	257,162 (6.5)(13)	61,089 (1.9)(16)	5,444 (0.4)(19)
諺文	240,822 (11.6)(2)	607,039 (27.3)(5)	689,617 (33.6)(8)	599,588 (35.0)(11)	1,277,270 (32.3)(14)	873,189 (26.5)(17)	256,159 (20.1)(20)
諺文のみ	79,822 (3.8)(3)	224,720 (10.1)(6)	376,484 (18.3)(9)	389,969 (22.8)(12)	1,021,835 (25.8)(15)	812,731 (24.7)(18)	250,847 (19.7)

〈表4〉 仮名を読み且書き得る者(日本人)

	在朝日本人全体 男+女		男		女	
全体	(1)527,016	(4)419,693 (79.6)	(7)285,966	(10)235,907 (82.5)	(13)241,050	(16)183,786 (76.2)
府部	(2)268,380	(5)218,369 (81.4)	(8)143,015	(11)119,712 (83.7)	(14)125,365	(17)98,657 (78.7)
郡部	(3)258,636	(6)201,324 (77.8)	(9)142,951	(12)116,195 (81.3)	(15)115,685	(18)85,129 (73.6)

〈表5〉 諺文を読み且書き得る者(日本人)

	在朝日本人全体 男+女		男		女	
全体	(1)527,016	(4)32,714 (6.2)	(7)285,966	(10)27,310 (9.6)	(13)241,050	(16)5,404 (2.2)
府部	(2)268,380	(5)14,360 (5.4)	(8)143,015	(11)11,605 (8.1)	(14)125,365	(17)2,755 (2.2)
郡部	(3)258,636	(6)18,354 (7.1)	(9)142,951	(12)15,705 (11.0)	(15)115,685	(18)2,649 (2.3)

〈表6〉 年齢別(日本人 *0-5歳を除く)

年齢	6-9	10-14	15-19	20-24	25-39	40-59	60-
人口	45,237	42,007	44,712	66,684	136,843	91,324	13,875
仮名	36,485 (80.7)①	41,599 (99.0)③	44,197 (98.8)⑤	66,187 (99.3)⑦	135,077 (98.7)⑨	85,485 (93.6)⑪	10,663 (76.9)⑬
諺文	453 (1.0)②	1,523 (3.6)④	3,511 (7.9)⑥	4,405 (6.6)⑧	15,475 (11.3)⑩	6,966 (7.6)⑫	381 (2.7)⑭

* 単位は「人」、()内は百分率。

* 「仮名を読み且書き得る者」は「仮名及諺文ヲ読み且書キ得ル者」と「仮名ノミヲ読み且書キ得ル者」の数値を和したもの、「諺文を読み且書き得る者」は「仮名及諺文ヲ読み且書キ得ル者」と「諺文ノミヲ読み且書キ得ル者」の数値を和したものである。また年齢別の統計は最も詳細なもので15区分であるがここでは7区分を用いた。

出典:朝鮮総督府『昭和五年 朝鮮国勢調査報告 全鮮編』第一巻 結果表(1934年、72-83頁)を改編。

1.男と女の差

日本語の読み書き(表1)においても、朝鮮語の読み書き(表2)においても、男女差は顕著である。日本語の場合、男11.5%、女1.9%(表1⑩⑯)と、6倍以上の格差がある。当時、主たる日本語の習得機関は普通学校だったので、直接的にはその就学率の男女差が反映しているものと考えられる。就学率の男女差は1915年8.2倍、1920年6.2倍、1925年5.3倍、1930年4.5倍と毎年少しずつ解消されていくものの、日本語の読み書き能力の男女差と同じく圧倒的なものだった¹⁰。

一方、朝鮮語の場合も、男36.0%、女7.9%(表2⑩⑯)という格差があるが、その差は4.5倍で日本語と比べるとやや小さい。これは朝鮮語の読み書き習得機会が普通学校以外にも存在していたこと、女性の方が男性よりも普通学校以外の場で朝鮮語の読み書きを習得する場合が多くなったことを示唆する。これについて金富子は初等教育機関のうち書堂、公立普通学校では女子の比率が低く、私立学校や私設学術講習会では相対的に女子の比率が高かったことを示した上で「朝鮮人女性は、主に漢文、「国語」としての日本語を習得する書堂や公普校[公立普通学校]などの機関からは遠ざけられ(排除あるいは制限)、ハングル習得に力点をおく私立学校や夜学等の私設学術講習会へは比較的接近できたといえるのではないか¹¹。」と述べている。

以上のように、女性の場合、主たる日本語習得機関であった普通学校への就学率が圧倒的に低かったために日本語の識字率が男性に比べてかなり低かったものの、朝鮮語の読み書き習得に力点をおく他の教育機関への就学率は相対的に高かったために朝鮮語の読み書き能力の男女差は小さかった。

2.日本語と朝鮮語の差

次に日本語と朝鮮語の読み書き能力の差を考えてみると、女の場合、日本語が1.9%、朝鮮語が7.9%と4倍以上の差がある。しかし、男の場合もやはり、日本語が11.5%、朝鮮語が36.0%と3倍以上

¹⁰ 前掲吳成哲、2000年、133頁、表4-8「普通学校就学率」による(学生数資料:『朝鮮諸学校一覧』、推定学齢人口資料『朝鮮総督府統計年報』)。

¹¹ 前掲金富子、1999年、27頁。

の差があり、男女共に日本語の読み書き能力より朝鮮語の読み書き能力の方が圧倒的に高かった。このことは、男女共に普通学校以外の場でも朝鮮語の読み書きを習得していたことを示す。板垣竜太は「確かに初等学校以上の学歴をもつことが識字者であることの一指標であることは間違いないが、この時代には家庭で読み書き技能を習得することも少なくなかったので、学歴の分布に識字者の分布が反映されるとは限らないという問題がある¹²。」と指摘している。日本語の読み書き能力は普通学校の就学率と高い相関を示していたが、朝鮮語の読み書き能力についてはこの指摘のとおりである。もちろん、普通学校でも朝鮮語は必修科目として教えられてはいたが、その時間数は日本語と比べて非常に少なく、さらに以下の引用からも読み取れるように、その内容はあまり充実していたとはいえないかった。従って普通学校での朝鮮語教育が朝鮮人の朝鮮語の読み書き能力に与えた影響は全くなかったとは言えないが、あまり大きいものではなかったと言える。

普通学校に於ても亦然りで、毎年各地に開かるる普通学校教員の各種の講習会に於ても朝鮮語科なるものは本科目としては勿論、科外講演すらあつたことを未だ会て耳にしないのである。又同一府郡内の研究教授に於ても朝鮮語科は殆ど眼中に置いてゐない様である。[……]右の如き見識を有せる当局者は朝鮮人できへあれば朝鮮語が教へ得るものと信じ(?)朝鮮語科には何等の標準なく、何人でも之を教員に採用するのである¹³。

そして1938年の教育令改正により初等教育における朝鮮語科は随意科目となり、実際にも教えない学校が増えていくのである¹⁴。

また、逆に日本語を普通学校以外の場で身につける機会はあったが、それに比べても朝鮮語の読み書き能力を身につける場はより多様でありその機会は多かった。このように日本語と朝鮮語とでは、それを身につける場や目的がまったく異なっていた。この調査結果にもそれが反映されている。

3.府部と郡部の差

府部とは都市部であり調査当時には14府あった¹⁵。郡部とは農村部であり府部ではないところである。朝鮮人の大部分は郡部に住んでおり、郡部の人口は府部の人口の20倍以上(表1②③)と大きな開きがあるので単純な比較は難しいが、日本語の場合、府部では24.8%(表1⑤)、郡部では6.0%(表1⑥)と4倍以上の差がある。朝鮮語の場合はその差がやや小さくなるが、府部では43.1%(表2⑤)、郡部では21.3%(表2⑥)と2倍以上の差がある。

府部と郡(邑面)部別の就学率を示した(表7)を見ると、1915年6.8倍、1920年5倍、1926年3.4倍、1930年2.8倍、1937年2.0倍とその差は縮小しているが、その差は大きかった。やはりこの普通学校の

¹² 前掲板垣、1999年、282頁。

¹³ 李完応「朝鮮の学政当局は何故朝鮮語科を度外視するか」『朝鮮及朝鮮民族』第一集、1927年、142頁。

¹⁴ 井上薰「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策—徵兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員—」『北海道大学教育学部紀要』73、1997年、126-129頁。

¹⁵ 京城府、仁川府、開城府、群山府、木浦府、大邱府、釜山府、馬山府、平壤府、鎮南浦府、新義州府、元山府、咸興府、清津府の14府である。

就学率の府部と郡部の差が、日本語の読み書き能力の差に反映していると見ることができる。

〈表7〉「朝鮮人推定学齢児童就学ノ状況」(%)

	府ノ分			邑面ノ分		
	全体	男	女	全体	男	女
1915	17.7	27.0	8.0	2.6	4.7	0.4
1920	21.0	31.1	10.4	4.2	7.3	1.0
1926	55.8	76.4	33.7	16.2	27.3	4.6
1929	53.4	69.6	35.8	17.2	28.6	5.3
1930	48.6	64.3	32.1	17.1	28.4	5.4
1931	54.4	71.9	36.1	17.1	28.3	5.5
1932	53.0	70.3	35.9	17.3	28.3	5.9
1933	54.4	72.1	36.8	18.9	30.7	6.6
1934	56.5	74.2	38.9	21.3	34.4	7.7
1935	56.9	74.6	39.6	23.1	37.1	8.7
1936	51.2	65.7	36.8	25.9	41.0	10.3
1937	57.4	71.7	43.2	29.2	45.6	12.3

出典：朝鮮総督府学務局「学事参考資料」1937年、217-218頁(『日本植民地教育政策史料集成』60、1988年、所収)

また、府部と郡部の日本人の人口がほぼ同数(表4②③)であったことから、相対的に府部に住む日本人の割合は高かったと言え、府部の朝鮮人は郡部の朝鮮人と比べると日本人と接して日本語を使う機会が多かった。

逆に、郡部に住む日本人は、日本語があまり通じなかつたために府部に住む日本人と比べて朝鮮語の読み書き能力が高かった。郡部の日本人の朝鮮語識字率は7.1%であり、府部の日本人は5.4%(表5⑤⑥)だった。これもまた郡部における朝鮮人の日本語識字率の低さを反映していたと言える。

4. 年齢の差

年齢別の統計は最も詳しいもので15区分(15区分:0-5、6-14は各年別、15-19、20-24、25-39、40-59、60以上)であるが、各統計には6-14歳を6-9歳と10-14歳にまとめたものもあげられているので〈表3〉と〈表6〉ではそれを使用した。また、0-5歳の部分は空欄になっているのでこれも除いた。その結果、〈表3〉、〈表6〉は7区分になっている。

〈表3〉をみると日本語の場合、10-14歳の17.3%がピークになっており、以下、15-19歳が15.3%、20-24歳が12.3%、25-39歳が6.5%、40-59歳が1.9%、60歳以上が0.4%(表3④～⑯)と年齢が上がるにつれて一貫してその割合が下がっている。これは、主たる日本語習得機関であった普通学校の就学率に反比例している。

普通学校への就学率は1926年から1932年にかけて伸びが停滞する時期があるが(表9)、それを除けば一貫して上昇している。10-14歳という年齢は4年制および6年制の普通学校の高学年か卒業直後にあたる。これらのことから、この調査以降も日本語読み書き能力のピークが10-14歳という年齢にあったことが推測される。

一方、朝鮮語の場合、20-24歳の35.0%にピークがあり、10-14歳の27.3%はむしろ15-19歳の33.6%、20-24歳の35.0%、25-39歳の32.3%よりも低くなっている(表3⑤⑧⑪⑭)。これも男女差のところで指摘したように、朝鮮語の読み書き能力の習得が普通学校以外のところでも行われていたことを示唆する。

また、40-59歳(1871年生～1890年生)でも26.5%、60歳以上(1870年以前生)でも20.1%という識字率があつたことは、韓国併合以前から朝鮮では朝鮮語の識字教育が一定の成果をあげていたことを示している。これは逆に言えば、併合後の日本の教育政策が朝鮮語に関しては十分でなかつたことをも示している。

5.日本人との比較

朝鮮人の母語である朝鮮語の読み書き能力(22.2%:表2④)は、日本人の日本語の読み書き能力(79.6%:表4)と比較すると圧倒的に低い。朝鮮では1894年の甲午改革により近代的な新学制が樹立され、初等教育に関しては1895年に小学校令が出された¹⁶。しかし教育の普及がなかなか進まないまま日本による植民地支配を受けることになった。そのため朝鮮語の識字教育も政府による近代学校において広く行われることはなく、II-1で述べたようなさまざまな教育機関や家庭において行われていた。一方、日本では1886年の小学校令により初めて義務教育が実施され、就学率も1900年には80%、1905年には96%に達した¹⁷。こうした近代教育制度の実施状況が識字率にも反映していたといえる。

男女差についても日本人の日本語の読み書き能力は、男82.5%、女76.2%(表4⑩⑪)という程度の差だった。この数値はやや低く見えるが、それは未就学児である0-5歳と6-9歳の人口も母数に入っているためである。(表6)を見てわかるように、10-14、15-19、20-24、25-39歳(1891年生～1920年生)まではすべて98%以上であり、1905年に就学率が96%を超えていたという事実と符合する。もちろん、98%以上ということは男女差もほとんどなかったということである。ただ40-59歳では男が98.2%、女が86.9%、60歳以上では男が92.0%、女が62.7%という差があった。日本でもその年齢までさかのぼれば明確な男女差があった。しかし、朝鮮人全体の朝鮮語読み書き能力の男女差はこれさえもはるかに超えていた。

なお、日本人の朝鮮語の読み書き能力は、朝鮮人の日本語の読み書き能力とはまったく異なる意味を持っていたので、これを比較することはできない。従ってここではこれを考察の対象とはしない。ただ、日本人の朝鮮語の読み書き能力については別の研究で詳細に論じたがあるのでそちらを参考されたい¹⁸。

¹⁶ 吳天錫著、渡部学・阿部洋訳『韓国近代教育史』高麗書林、1979年、85頁。

¹⁷ 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、296頁。

¹⁸ 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策—朝鮮語を学んだ日本人』不二出版、2004年。

III.普通学校教育をめぐる認識

前章では、国勢調査結果にあらわれた男女差、地域差、年齢差、民族差などを比較分析することによって、日本語読み書き能力に関しては普通学校への就学率と相関性が高かった点を確認した。ここでは、普通学校教育をめぐる朝鮮人側と植民地権力側の認識のズレについて考察する。

1.1910年代の状況

韓国併合の翌年の1911年に公布された朝鮮教育令では、総督府の教育方針が示された。その中心にあった目的は、「忠良ナル国民」の育成、「時勢ト民度」にかなった教育であった。「忠良ナル国民」の育成とは、朝鮮人を同化するということであり、教育の積極的な面をあらわしている。一方、「時勢ト民度」にかなった教育とは、日本人並みの教育内容や教育機関を与えるのではなく朝鮮人の現状に合わせて行うというもので、教育の消極的な面をあらわしている。このようないわば同化と異化とでも呼ぶべき教育方針が、その後の教育政策の中で植民地権力側の都合に応じて使い分けられていった。

〈表8〉 普通学校の就学率(上段:年度、下段:%)

1910	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1.0	1.5	1.9	2.1	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1	3.1	4.1	6.0	8.9	11.2	12.5	14.0	15.1
1927	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
15.5	15.9	16.1	15.9	16.3	16.5	17.8	19.9	21.7	24.0	26.6	30.6	35.2	38.6	42.0	44.4	49.0
							20.5	22.7	25.5	28.4	32.8	37.7	41.4	45.0	47.4	51.3

出典:古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育—就学状況の分析を中心に」『日本史研究』370号、1993年、40-41頁。

*1934~1943年の下段は簡易学校の生徒数も含めた場合の就学率。

1910年代という植民地期初期の段階では、〈表8〉を見てもわかるように就学率が上昇してはいるがその伸びは小さかった。その要因としては、朝鮮人の側に異民族が主導しその言語によって行われる教育機関に対する抵抗や反発が少なくなかったということがまずあげられる。そのため授業料が無償であったり教材が配布されたりというような条件があってもなかなか生徒が集まらなかつた¹⁹。一方、植民地権力の側からすれば、支配者の方針に従って動くことのできる少数の人間を教育できればそれで十分だったために、教育の拡充にそれほど積極的な政策はとらなかつた。その妥協の産物としての就学率の微増だったといふことができる。

その後、1918年には「三面一校計画」という普通学校増設計画がたてられる。政務総監から各道長官宛の通牒では以下のように説明されている。

近年公立普通学校ノ新設ハ朝鮮全体ヲ通シ毎年二十校内外ニシテ現在学校数ハ大凡六面ニ対シ一校ノ割合ニ過キススケテハ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ施ス該学校ノ性質ニ鑑ミ遺憾少カラス候ニ付大正八

¹⁹ 前掲古川、1996年、56-59頁。

年度ヨリ年々各道ヲ通シテ五十校ヲ新設セシメハ箇年間ヲ期シ約三面ニ一校ノ割合ニ達セシムヘキ見込ニ有之候条左記要領ニ依リ相当計画セラレ度此段及通牒候也²⁰

この計画がたてられた1918年の時点では六面あたり一校(469校)だったものを、1919年度から8年間、毎年50校ずつ増設して三面あたり一校にまで増設しようとしていたということである。これは「時勢ト民度」に合わせた計画だった。しかしこの程度の増設計画は、朝鮮人側からの学校増設要求からするとかなり消極的なものであった。それに対応して先の三面一校計画は1919～1922年までの3年間で終えるよう大幅に短縮され、実際にも1922年度には900校となり計画が達成された。次に、このように計画の変更を余儀なくさせた1920年代以降の朝鮮人側の「教育熱」について述べる。

2.1920年代の「教育熱」

1920年から1925年にかけて就学率が急上昇した(年平均2.0%増、〈表8〉)主な要因は、1919年の三・一独立運動後、朝鮮人の間に「教育熱²¹」が高まったことによる。

それについて、吳成哲は以下のように述べている。

集団的なレベルでの政治的実力養成という動機と、個人的レベルでの上向的社会移動の機会獲得という動機が三・一独立運動を契機として接合され、普通学校志向の教育行為の拡散を産んだと言える²²。

この時期に普通学校で教育を受けようとすれば、授業料や教材費などの教育費が経済的に大きな負担になった。韓祐熙の推計によればこの時期の普通学校の教育費は平安北道寧辺郡小作人の年平均生活費の約17.4～23%にもなったという²³。それにもかかわらず常に定員を超過する志願者が殺到していたのは、個人的な社会上昇志向の強さを示している。

〈表9〉は普通学校への入学志望者数と実際の入学者数の差、つまり入学を希望しても入学できなかつた子どもの人数とその割合を示したものである。

〈表9〉 普通学校入学状況

	A)志願者数	B)入学者数	A-B	A-B/A (%)
1915	24,846	21,441	3,405	13.7
1916	28,316	24,195	4,121	14.6
1918	32,054	25,809	6,245	19.5
1919	26,900	23,268	3,632	13.5
1920	47,838	37,195	10,643	22.2

²⁰ 渡部学「朝鮮に於ける初等教育の普及拡充」(『朝鮮』349、1944年6月、3頁)より再引用。

²¹ 「教育熱」という用語に関しては、「当時の東亜日報の記事によれば、「教育熱」とは志願児童数の激増を指す言葉として使われている。この他にも学校設立行為、学校設立のため期成会、後援会を結成して寄付金を出す行為、学校新・増築に労働力を提供したり直接学生を集めて教える行為などを指す言葉として使用されてもいる」という説明がある(前掲韓祐熙、1990年、122頁)。

²² 前掲吳成哲、2000年、198頁。

²³ 前掲韓祐熙、1990年、130頁。

1921	81,809	53,041	28,768	35.2
1922	140,079	75,145	64,934	46.4
1923	127,958	83,503	44,455	34.7
1925	90,890	77,368	13,522	17.5
1926	94,520	79,292	15,228	16.1
1927	100,880	85,581	15,299	15.2
1928	115,693	93,223	22,470	19.4
1929	123,264	98,549	24,715	20.1
1930	130,114	103,592	26,522	20.4
1931	130,644	103,499	27,145	20.8
1932	127,364	103,866	23,498	18.4
1933	150,769	120,172	30,597	20.3
1934	197,737	141,225	56,512	28.6
1935	242,674	150,413	92,261	38.0
1936	321,545	165,265	156,280	48.6
1937	363,639	189,708	173,931	47.8
1938	406,179	237,579	168,600	41.5
1939	425,513	270,038	155,475	36.5
1940	465,683	301,041	164,642	35.3

出典：古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育—就学状況の分析を中心に」『日本史研究』370号、1993年、46-47頁。

これを見ると全時期を通して常に定員を大きく超える入学志望者がいたことがわかる。1925年から1933年にかけて入学を希望しながらも入学できなかつた者の割合が相対的に低い時期がある。この時期は普通学校の就学率自体も停滞していた時期であり、〈表8〉でも1926年から1932年にかけて年平均0.2%増にとどまっていることが確認できる。その要因について、木村光彦は以下のように説明している。

1920年代、30年代初経済状況が悪化し家計は苦境におちいった。朝鮮の一人あたり実質国内純生産年平均成長率は、1924-32年マイナスを記録した。さらに農産物の価格は工産物の価格に比しおおはばに下落したため、多くの朝鮮人（＝農民）の家計所得は減少した。所得減は授業料等教育費負担力の低下、ひいては就学者数の停滞の原因となつた²⁴。

逆に言えば、これだけの深刻な経済状況にあっても定員を大幅に上回る普通学校への志願者が存在し続けていたということであり、そのことからも「教育熱」の高さがうかがえる。

しかし「教育熱」は個人的なレベルにとどまるものではなかつた。学校の設立運営費に関しては、1911年には「公立普通学校費用令」、1920年にはそれに代えて「朝鮮学校費令」が出された。1910年代から20年代にかけて、国庫補助金や地方費補助金などの割合は減少する一方、授業料などの受益者個人の負担が増加するだけでなく、戸税・家屋税・地税に賦課される賦課金の割合も増加することによって地域住民全体の負担は重くなつていった²⁵。それにもかかわらず普通学校設立を求める運動

²⁴ 前掲木村、1997年、44頁。

²⁵ 박진동（パク・チンドン）「일제강점하(1920년대) 조선인의 보통교육요구와 학교설립」『역사교육』68,

が絶えなかつたのは、地域共同体全体の発展をうながす原動力として普通学校教育が位置づけられ求められていたことを示す。

1920年代に高まつた「教育熱」はその後も冷めることはなかつた。それは普通学校への入学志願者数が支配末期に至るまで常に実際の入学者数を大幅に上回つてゐたこと(表8)からもわかる。普通学校への就学率上昇の背景には、こうした朝鮮人側の「教育熱」が強く働いていたことはまちがいない。

ただし、この「教育熱」は教育機会の拡充(普通学校の増設や定員の拡大)を求めるものであつて、普通学校の教育内容が全面的に受け入れられていたことを示すものではなかつた。たとえば、日本語教育そのものをなくしてしまえというような要求はあまり見られなかつたが、日本語が教授用語として使われている点に対しては批判が絶えなかつた。その他にも日本人小学校に比べて短い修業年限の4年制から6年制への延長要求、農業教育の廃止要求などがあつた。そして、そもそも普通学校の増設や定員の拡大を朝鮮人側が求め続けていたということは、総督府側がこの問題に対して消極的であつたことを示唆する。

次節以降では、こうした朝鮮人側の批判や要求に対して総督府側がどう対応したのかという点を見ていいく。

3.教授用語

三・一独立運動後に「武斷政治」から「文化政治」へと統治方針を転換した総督府は、1922年に朝鮮教育令も改正した。この改正教育令により、普通学校の修業年限を4年から6年に延長できるようにする、従来必修科目であった実業を随意科目とするなど、教育内容を日本の学校と類似したものにする措置が取られた。こうした措置は部分的にではあるが、朝鮮人側からの要求に応じて取られたものである。しかしながら、普通学校での教授用語に関しては方針の転換はなかつた。朝鮮人側からは以下のようない批判や要望が多く寄せられていた。

普通学校に於ては、方今国語を本位とし、教授用語までも之を使用するが為めに、一二学年生徒は教師の用語を聴取することすら不能の場合少からざるは事実にして、此が為めに進就上遲滞を生ずることあるは避け難きところならずや。されば国語は科目としてのみ課し、六年卒業後なれば知らず、普通学校教育に於ては朝鮮語本位として教授しては如何²⁶。

初等教育の教授用語は国語科の外に〔は〕朝鮮語を用ふる事

教授時間には如何なる教科目たるを問はず總て国語を以て教授するは国語普及の目的なれども、幼年児童果して其の説明を解得し得るや否や疑問とする所なるを以て也²⁷。

ただし、「国語は科目としてのみ課し」、「初等教育の教授用語は国語科の外に〔は〕朝鮮語を用ふる

1999年、66-70頁。

²⁶ 徐光寿(平安北道国民協会支部長)「朝鮮教育上最も留意すべき点」『朝鮮』85、1922年、245頁。

²⁷ 金済河(平安北道評議員)「朝鮮教育上最も留意すべき点」『朝鮮』85、1922年、245頁。

事」とあるように、日本語教育自体は認めるという意見がほとんどで、日本語教育そのものを否定するような意見はほとんど見られなかった。近代的な知識や技術を獲得するための道具としての日本語は受け入れる一方で、日本語を教授用語とする方法は教育自体の効率を悪化させるという理由で批判されていたのである。

ところで普通学校で制度上「教授用語ハ国語ヲ用ウベシ」と規定されたのは1938年の教育令改正以後のことである²⁸。しかし、それ以前の第一次教育令期(1911~22年)でも「何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシムコトヲ期スヘシ」(1911年)、第二次教育令期でも「他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシムコトヲ要ス」(1922年)とされ、朝鮮語以外の科目を教える際にも、できるかぎり日本語で教えることが求められた。

一方「国語」の授業で日本語を教える際に日本語のみで行う直接法によるのか、朝鮮語を媒介言語として用いる対訳法によるのかという教授方法に関してはとくに制度上の規程はなかったようである。しかし、日本語の全くわからない子どもに対して日本語だけで授業を行っても効率が悪いという認識は、朝鮮人側にだけでなく総督府の側にもあった。1910年から約10年間、学務局長の職にあった閔屋貞三郎は以下のように述べている。

東京に於ける教育者の間には朝鮮人教育に就ては朝鮮語を全然廃して日本語を以て之に代ゆべしと断論するものあるが、是れ実に机上の空論なり、[……]何れの方面より言ふも日語の奨励は朝鮮の教育上に欠くべからざる所なり、然れども朝鮮語を廃して全部日本語を用ゆべしと言ふが如きは、言ふて行はれざるは空論と言ふの外なし²⁹。

教授法をめぐってはさまざまな意見があつたが、朝鮮語を一切用いず、日本語のみで教えるという極端な方法は実際にもとられなかつた。学務局から出された『国語教授法』の中でも教授法については以下のように説明されている。

間接教授によるとときは、国語修得上、肝心の所に短所が多くて、結局良好の成績を挙げることは頗る困難である。之に反して直接教授には多少の欠点はあるが、已むを得ざる場合に少しく間接教授を加味して訳語を使用すれば、その欠点は充分に補ふことが出来る。要するに、直接教授に依りて教授し、已むを得ざる場合に幾分、間接教授を加味して訳語を使用し、学力の進むに従つて成るべく早く、国語のみを使用して教授するのが、今日に最適切な方法であらうと思はれるのであります³⁰。

日本語による直接法の欠点を補うために、やむをえない場合に限って朝鮮語の使用も認めるというのである。その後、直接法が浸透していくが、それでも教育現場では朝鮮語を部分的に使いながら何

²⁸ 『官報』1938年3月15日。この改正により普通学校は「小学校」となる。さらに、1941年の改正により「国民学校」となる。

²⁹ 閔屋貞^(マツ)「朝鮮人の教育に就て」『朝鮮』35、1911年1月、23頁。

³⁰ 鹿子生儀三郎『国語教授法』朝鮮総督府内務部学務局、1912年、17頁。

とか教えていたようである。1925年10月に行われた「第二回全鮮初等教育者研究会」への出席者の一人が以下のような記事を書いている。

午後は主催者側池谷訓導「読方教授の方針」に就いての研究発表。[……]殊に直接法を説くに際して「百二十八の普通学校を参観したがその中八十の学校は対訳法に依つて居たとの事であるが……。」と説き進めて行つた時にはドキツと一本参つたらしい先生方が会員の中には居られますまいかと余計な心配をしてみた³¹。

ここから読み取れることは、1925年に至っても授業参観の行われた128校のうち80校で朝鮮語を使う対訳法で教えられていたということ、対訳法で教えるということは「ドキツと一本参」るようなことだったということである。次の二つの引用はいずれも森田梧郎によるもので、1938年と1942年のものである。

わけても第一学年の国語教育の困難なことは、天下周知の事実である。国語に対しては文字通り白紙の入学第一日の児童に対して、教師が発するだらう最初の一語を考へる時、この児童に対して、「教授用語ハ国語ヲ用ウベシ」と示された指針を忠実に守つて指導を進めることは、果して可能であらうかとさへ考へられる³²。

児童の国語学習は昨日に倍していよいよ真剣を加へ、教師もまた伝統の直接法を守つて、教授用語にはもつぱら国語を用ひ献身的な努力をつづけてゐる。こゝに特記すべきは、内地人訓導にして一学年を担任する者の数がやうやく多くなつて來たことであらう。朝鮮語を解しない内地人訓導が一学年を担任することは、かつては夢にも考へられなかつたことであるが、昭和十四年六月の調べでは、三千八百二十二名の一年担任者のうち、内地人訓導は實に四百七十五名の多数に上つてゐる³³。

この時期に至ってもやはり日本語が全くわからない新入生に対する直接法による教育の難しさが訴えられている。ここから読み取れることは、一年生の担任はほとんどの場合朝鮮人教員が受け持っていたということである。それは朝鮮語のわからない日本人教師では一年生の担任が困難だったからである。つまり、少なくとも一年生の授業の中では補助的にではあれ朝鮮語が利用されていたということである。

このように植民地期の全時期にわたって朝鮮語の使用は完全に排除されていたわけではなかったものの、その使用はあくまでも補助的なものに過ぎず、朝鮮人側が要求していた朝鮮語で全教科を教えるというような選択肢は検討されることもなかった。

³¹ 寂秋「第二回全鮮初等教育者研究会」『文教の朝鮮』3、1923年11月、97頁。

³² 森田梧郎「新教育令と国語教育」『文教の朝鮮』156、1938年8月、29-30頁。

³³ 森田梧郎「朝鮮における国語教育」『国語文化講座』第六巻 朝日新聞社、1942年、72-73頁。

4.日本人教員の朝鮮語學習

朝鮮人側からは、教授用語を朝鮮語にできないのであれば、せめて朝鮮語のわかる教師を置いてほしいという要望もあった。

十二年〔大正12年(1923年)〕の五月突然田舎の新設の校長にやられました。[……]其学校の設立に際し、父兄から当局に、「内地人校長は鮮語が分らないために徹底した教育は望めないから、是非鮮人校長を」と申し込んだのを、当局では私なら三種三等に合格してゐるからとてやられたのだそうです³⁴。

当時、普通学校の教員の日本人と朝鮮人の割合は大体同じくらいだったが、校長の多くは日本人だった。そこで朝鮮人の保護者が、朝鮮語がわからないだろうという理由で朝鮮人校長を申し込んだところ、朝鮮語のわかる日本人校長が赴任したというエピソードである。これを書いた人物は1921年に京城高等普通学校附設臨時教員養成所を卒業しており、同校で週10時間の朝鮮語の授業を1年間受けた経験がある³⁵。このように1922年の教育令改正までの間に朝鮮で教員になった日本人のほとんどは、集中的な朝鮮語教育を受けていた。そのため、朝鮮総督府及所属官署職員朝鮮語奨励規程³⁶による試験に合格した教員も少なくなかった。しかし、合格者たちのレベルは決して高いものではなく、朝鮮語で授業ができるようなレベルに達する者はほとんどいなかった。

つまり総督府は日本人教員に対して朝鮮語教育を行い、朝鮮語學習を奨励してはいたが、その目的は元々朝鮮語で授業が行えるようにすることではなかったということである。その目的としては、日本語教授、児童の訓育、朝鮮人教員の指導監督、父兄母姉などとの意志疎通などがあった³⁷。いずれも総督府による教育政策をその意図に従って行うことができるようにならねばならないものであって、子どもたちに教育内容を正確に効率的に伝えるという目的ではなかった。もちろん、日本人教員の中には朝鮮語で授業が行えるようなレベルに達する者もいた。しかし、朝鮮語を使うことは望ましいことではなかったようである。

又当局が朝鮮語奨励のために、鮮内の学校教員中所定の朝鮮語試験に合格したものに対しては、月額五円以上五十円以上(ママ)の手当を支給して居るので、物質的に恵まれない小学校、普通学校の教員達は、この試験に合格し、数十円の手當に有りつかうと、近頃朝鮮語の研究をするのが非常に増加し、教員達は一切国語を用ひいず、授業中でさえ朝鮮語を語り、某朝鮮の普通学校長の如きは訓話をするに当つて、鮮語を用ふる様な熱心さで国語の教授法を等閑して居る向があり、かくては国語奨励のための鮮語奨励の旨趣にもとり、朝鮮統治上の影響も大なるため当局はその趣旨を誤解なき様注意を発した³⁸。

³⁴ 永嶺徳二「朝鮮人校長の代りに」『月刊雑誌朝鮮語』17、1927年、60頁。

³⁵ 日本人教員に対する朝鮮語教育については、前掲山田(2004年、95-129頁)で詳しく論じたことがある。

³⁶ この試験制度については、前掲山田(2004年、67-93頁)で詳しく紹介している。

³⁷ 関屋貞三郎「朝鮮教育に就て(四月講話)」『公立普通学校長講習会講演集』、1912年9月、17頁。

³⁸ 阿部薰『朝鮮統治の解剖』民衆時論社、1927年、96-97頁。

この引用からもわかるように、日本人教員に朝鮮語教育を行った目的は、決して授業や訓話の中で朝鮮語を使うことによって朝鮮人教育の内容を充実させるところにはなかったのである。

5.4年制から6年制への修業年限の延長

1911年の朝鮮教育令では普通学校の修業年限は4年とされていた。朝鮮にあった日本人の小学校や「内地」の小学校は修業年限が6年間だったが、「時勢ト民度」にかなった朝鮮人教育としては4年で十分とされたのである。しかし、日本人の小学校との格差、4年制の普通学校は上級学校との連絡がなくそれだけで完結してしまう教育機関だったことなどから、より平等でより充実した教育内容を求める朝鮮人側からは4年制から6年制への延長要求の声が高まった。その結果、1922年の教育令改正では修業年限の延長が認められた。ただし、すべての普通学校がいっせいに6年制に移行したわけではない。

〈表10〉 普通学校6年制／4年制学校数・学級数比較

	学校数比較					学級数比較				
	全体	6年制	%	4年制	%	全体	6年制	%	4年制	%
1922	873	345	39.5	528	60.5	4,708	2,647	56.2	2,061	43.8
1926	1,336	795	59.5	541	40.5	7,803	5,990	76.8	1,813	23.2
1927	1,419	950	66.9	469	33.1	8,147	6,633	81.4	1,514	18.6
1928	1,505	1,060	70.4	445	29.6	8,257	6,997	84.7	1,260	15.3
1929	1,584	1,139	71.9	445	28.1	8,486	7,155	84.3	1,331	15.7
1930	1,726	1,120	64.9	606	35.1	8,789	7,249	82.5	1,540	17.5
1931	1,856	1,157	62.3	699	37.7	9,074	7,410	81.7	1,664	18.3
1932	1,973	1,181	59.9	792	40.1	9,355	7,527	80.5	1,828	19.5
1933	2,100	1,218	58.0	882	42.0	9,690	7,723	79.7	1,967	20.3
1934	2,216	1,256	56.7	960	43.3	9,989	7,885	78.9	2,104	21.1
1935	2,358	1,296	55.0	1,062	45.0	10,651	8,341	78.3	2,310	21.7
1936	2,498	1,330	53.2	1,168	46.8	11,358	8,821	77.7	2,537	22.3
1937	2,601	1,499	57.6	1,102	42.4	12,527	10,070	80.4	2,457	19.6
1938	2,707	1,844	68.1	863	31.9	14,340	12,352	86.1	1,988	13.9
1939	2,852	2,271	79.6	581	20.4	16,609	15,202	91.5	1,407	8.5
1940	2,996	2,550	85.1	446	14.9	18,962	17,871	94.2	1,091	5.8
1941	3,128	2,833	90.6	295	9.4	21,520	20,761	96.5	759	3.5
1942	3,263	3,263	100.0	0	0.0	24,242	24,242	100.0	0	0.0
1943	3,856	3,837	99.5	19	0.5	25,934	25,877	99.8	57	0.2

出典: 오성칠『식민지 초등 교육의 형성』교육과학사、2000年、121頁(朝鮮総督府学務局『朝鮮諸学校一覧』)。1923年から1925年までの『朝鮮諸学校一覧』は確認できなかった。学校数と学級数を区分した理由は、学校によって学級数が異なり4年制学校は学級数が非常に少ないからである。極少数の5年制学校は4年制学校に含めた。)

〈表10〉によると、修業年限が延長できるようになった1922年度の時点では、学校数で39.5%、学級数で56.2%だけが6年制に延長された。

さて、1922年の時点では56.2%に過ぎなかった6年制の学級数の割合は、1927年に80%を超え1937年までは80%前後で推移している。また、学校数の増え方に注目すると、1930年から1936年にか

けては6年制普通学校の増設が毎年40校以下にとどまっている一方、4年制普通学校はその2倍以上のペースで増設されている。なお、この期間は総督府による普通学校増設計画である一面一校計画（1929～1936年）が実施された時期である。

つまり教育令改正から当初5年間は朝鮮人の「教育熱」におされるかたちで修業年限の延長が積極的にすすめられたが、その後の一面一校計画ですすめられた普通学校の増設はより費用がかからない4年制普通学校を中心に進められていたということである。6年制の学校数をみると、1929年から1936年にかけてその割合はむしろ毎年小さくなっている。1920年代後半の経済状況悪化による就学率の停滞の時期を脱した後、再び急増した就学率を吸收したのは6年制普通学校ではなく主に4年制普通学校だったのである。

結局、この時点では総督府が求めていた朝鮮人の学力は4年制普通学校で身につけるだけのもので十分だった。日本語能力の水準という点から言えば、「国語を解する朝鮮人」という統計の基準であつた「普通会話に差支なき者（国民学校六年卒業程度を標準とする）」ではなく「国語を稍々解し得る者（国民学校四年修了程度を標準とする）」で十分だったということになる。

6. 農業教育

普通学校における農業教育の必要性は、主として総督府側にあつた。朝鮮の産業、特に農業を発展させることは、植民地本国の利益獲得のためにも非常に重要な課題だった。総督府は、農村疲弊の打破を目指して実業学校教育にも力を入れていたが、1911年の朝鮮教育令では普通学校の段階でも農業を教えられるように「農業初步」という随意科目が加えられていた。随意科目とはいうものの、学務課長の弓削幸太郎が「全朝鮮の普通公立学校は恰かも農学校であるかの如く農業実習を盛んに行なつたのである³⁹。」と述べているように、事実上の必修科目となっていた。それに対しては以下のように反対の声が強かつたようである。

大正八年彼の騒擾事件勃発後は一般に農業教育熱冷却し大正九年に至りては或は実習地を減じ或は小作に入れ或は全く放棄する等從来向上発展する農業は俄に衰退し前日の佛を止めない状態に陥りました。此に於て私を庇護する友人知己は当校の農業教育も時勢の推移に従ひ実習を全廃するか又は実習地を減ずるでないならば或は同盟休校等の不祥事を惹起するやも計られないと忠告するものが二三人もありました⁴⁰。

それに対応して1922年の改正教育令では、実業（主に農業）は6年制普通学校では随意科目として残されたものの、4年制普通学校では課されないことになった。そのため農業を課すことのできない4年制普通学校は減少し、前述したように当初5年間で6年制への延長が80%まで進んだ。これは、4年制で教えられなくなった農業を教えるためだったとも考えられる。この間、随意科目とはいえ実際には

³⁹ 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討論社、1923年、139頁（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育史料集成』第26巻、1989年、所収）。

⁴⁰ 忠清南道洪城公立普通学校「我が校の実科施設」『文教の朝鮮』15、1926年11月、68頁。

75%以上の6年制普通学校で農業が課されていた。

1926年に普通学校規程が部分改正され4年制普通学校でも随意科目となった。そのため今度は逆に6年制普通学校の割合が減少・停滞に転じる。4年制普通学校でも農業を課すことができるようになったからである。農業は随意科目ではあったがやはり1926年は71.8%、1927年は79.9%、1928年は84.8%の普通学校で課されていた。そして1929年には制度のうえでも必修科目となる⁴¹。必修科目化以降に本格化した普通学校卒業生に対する「卒業生指導」は、1933年に始まる農村振興運動での中堅人物の養成につながっていく⁴²。これが1933～1937年に就学率を急増(年平均2.7%増)させた総督府側の要因である。

7. 徴兵制度

1931年の満洲事変以降日本と中国の間の対立は激化し1937年の盧溝橋事件を契機に日中戦争が始まった。その前年の1936年に朝鮮総督となった南次郎にとって、この戦争に朝鮮人を動員することは重要な課題であった。1938年2月には陸軍特別志願兵令が公布され、同年3月には朝鮮教育令が改正され、いわゆる皇民化政策が始まった。これを契機として、普通学校の就学率は爆発的に上昇し、1937～1943年の間は年平均3.8%増となった。

さらに1937年8月に学務局で出された「(秘)国民教育ニ対スル方策」では「国民教育ノ普及整備計画」が以下のようにたてられていた。

- (ロ) 昭和十二年度ヨリ十箇年ヲ期シ普通学校ノ倍化拡充計画ヲ樹立シ昭和十二年度ヨリ之カ実施に入リタルカ今回更ニ計画年限ノ短縮ヲ計リ十三年度以降五箇年間ニ之ヲ実施スルコトス[……]
- (ニ) (ロ)の計画完成ヲ俟チ昭和十八年度以降十箇年ヲ期シ更ニ倍化普及計画ヲ実施シ以テ学齢児童ノ殆ント全部ヲ収容スルコトヲ期スル方針ナリ 現在実施中ノ第二次計画ノ完成ニヨリ朝鮮人学齢児童ノ就学率約六〇%ニ達スルヲ以テ右ヲ期シ義務教育制度ノ実施ヲ考慮スル方針ナリ[……]
- (ヘ) 前各項ニ依リ普通教育ノ普及ニ因ル朝鮮人ノ国語普及ノ状況ヲ考察スレハ昭和二十七年ニ於ケル国語ニ習熟スル朝鮮人数ハ八、〇九六、〇九二人ニシテ同年ニ於ケル六歳ヨリ四十九歳ニ至ル朝鮮人人口ノ約四割二分ニ相当ス
- (ト) 前号ニ依リ徵兵適齢者ノ国語習得ノ情況ヲ考察スルニ昭和三十五年度ニ於テ公立普通学校卒業ノ適齢者ハ約一九三、〇〇〇人トナル(昭和二十一年度学校入学者数ヲ約四六〇、〇〇〇人トシ其ノ性別ヲ男五、女四、五ト仮定シ—現在普通学校ノ性別ハ男八 女二—更ニ二十歳ニ達スル迄ノ死亡率ヲ控除シテ算定ス)従ツテ同年度ニ於ケル適齢者総数約二十四万人ニ對シ約七割八分トナリ国語ヲ解セサルモノハ二

⁴¹ ここでの記述は、井上薰「日帝下朝鮮における実業教育政策—1920年代の実科教育、補習教育の成立過程」(渡部宗助・竹中憲一編『教育における民族的相克』(日本植民地教育史論 I)東方書店、2000年、63-91頁)による。

⁴² 富田晶子「農村振興運動下の中堅人物の養成—準戦時体制期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』18、1981年、149頁。

割余ニ過キサルコトナル⁴³

この計画を見ると、普通学校の就学率、「国語ニ習熟スル朝鮮人数」、「徵兵適齢者ノ国語習得」率が相互に強い関連を持つものとして把握されていたことが明らかである。

「現在実施中ノ第二次計画」とは第二次朝鮮人初等教育拡充計画(1937～1942年)のことである。この「普通学校ノ倍化拡充計画」は1936年(学校数2,417校、児童数76万5,706人)を基準として1942年までに学校数と児童数を二倍にするというものである。実際、1942年には学校数3,110校、児童数170万1,187人となり児童数に関しては倍増以上の結果になっている。その後、第三次朝鮮人初等教育拡充計画(1943～1946年)によって義務教育の実施に至る予定だった。

「国語ニ習熟スル朝鮮人数」は1952年に809万6,092人、6～49歳のうち42%に達する予定だった。さらに1962年には徵兵適齢者の78%が「国語ヲ解スル」状況になり、徵兵制度の実施が十分可能になっているはずであった。

以上のように、1937年以降の就学率や「国語ヲ解スル朝鮮人」の急増の背景には、徵兵制度の実施という目的があった。徵兵制度の実施に必要な日本語能力の質と量は、それ以前の時期とは比較にならないほど大きなものだったからである。

IV. 日本語識字率6.8%（朝鮮国勢調査、1930年）

最後に再び朝鮮国勢調査の結果をみることにする。朝鮮人で日本語読み書き能力のある者が6.8%(表1④)というのは、「日本語強制」ということばから浮かぶイメージとしてはかなり低いという印象である。その原因是、第一に読み書き能力の偏在、第二に調査時期にある。

まず、読み書き能力の偏在という問題である。6.8%という数字は6歳以下の学齢期以前の子どもも含めた母数にもとづいて出されたものである。6歳以下の人口を引いて計算しなおすと、8.4%(1,658万2,521人中139万3,573人)となる。また、この調査では、性別、地域別、年齢別の統計が出されている。一言で日本語の読み書き能力とは言っても、実際には、性別、地域別、年齢別にかなりの偏差が見られる。同じ朝鮮人であっても、その人物の属性によってその能力に大きな違いがあったということである⁴⁴。たとえば「府部の男」は36.6%(表1⑪)、「京城府の男で10～14歳」という条件で見ると77.6%(18,737人中14,541人)であり、同じ朝鮮人であってもその読み書き能力は偏在していたと言える。

⁴³ 学務局「(秘)国民教育ニ対スル方策」1937年8月(「朝鮮人志願兵制度ニ關スル件」(国立国会図書館憲政資料室所蔵、陸海軍文書)所収)。

⁴⁴ 日本語ではなく朝鮮語の識字率についてではあるが、クォン・ミョンアが「戦時動員体制下でも朝鮮語使用者という純正で単一の言語共同体はごく一部に局限されていた。女性、児童、「文盲」層など、朝鮮語という純正な言語共同体からも疎外された「多層的言語集団」の差異が考慮されないと、植民性と言語に関する議論は日本語と朝鮮語という二項対立だけを反復的に循環することになるだろう。」と述べ、「このような問題を究明するためには広範囲の研究が進行されなければならない。」としている。권명아(クォン・ミョンア)「내선일체 이념의 균열로서 ‘언어’—전시동원체제하 국책의 ‘이념’과 현실 언어공간의 관계를 중심으로」(임형택, 한기형, 류준필, 이해령 엮음『흔들리는 언어들—언어의 근대와 국민국가』성균관대학교 대동문화연구원), 2008年、481頁。

次に、1930年という時期について考えるために、「国語ヲ解スル朝鮮人ノ数」という統計をみる。

〈表11〉「国語ヲ解スル朝鮮人ノ数」

年末	朝鮮人総数	稍解シ得ル者	普通会話ニ 差支ナキ者	計	%
1913	15,169,923	63,092	29,171	92,261	0.61%
1919	16,891,289	200,195	101,712	301,907	1.79%
1920	16,916,078	244,643	122,722	367,365	2.17%
1921	17,059,358	290,707	150,517	441,224	2.59%
1922	17,208,139	386,158	178,871	565,029	3.28%
1923	17,446,913	485,260	227,007	712,267	4.08%
1924	17,619,540	549,137	268,860	817,997	4.64%
1925	18,543,326	615,033	332,113	947,146	5.11%
1926	18,615,033	690,448	374,998	1,065,446	5.72%
1927	18,631,494	755,643	426,372	1,182,015	6.34%
1928	18,667,334	817,776	472,465	1,290,241	6.91%
1929	18,784,437	900,157	540,466	1,440,623	7.67%
1930	19,685,587	997,423	629,713	1,627,136	8.27%
1931	19,710,168	1,026,498	697,711	1,724,209	8.73%
1932	20,037,273	825,506	716,937	1,542,443	7.70%
1933	20,205,591	817,984	760,137	1,578,121	7.81%
1934	20,513,804	857,268	833,612	1,690,880	8.24%
1935	21,248,864	962,982	915,722	1,878,704	8.84%
1936	21,373,572	1,052,903	1,051,059	2,290,241	10.72%
1937	21,682,855	1,201,048	1,196,350	2,578,121	11.89%
1938	21,950,616	1,326,269	1,391,538	2,717,807	12.38%
1939	22,093,310	1,491,120	1,577,912	3,069,032	13.89%
1940	22,954,563	1,730,758	1,842,580	3,573,338	15.57%
1941	23,913,063	1,884,733	2,087,361	3,972,094	16.61%
1942	25,525,409	2,353,843	2,735,371	5,089,214	19.94%

出典:『朝鮮総督府統計年報』各年版(朝鮮人総数)、『朝鮮総督府施政年報』各年版(「稍解シ得ル者」「普通会話ニ差支ナキ者」)。なお、□で囲った部分は、毎年掲載されていたものではなく、1937年版においてさかのぼつて掲載されたものである。

「国語ヲ解スル」基準については以下のような説明がある。

1943年末の572万2,448人のうち、「国語を稍々解し得る者(国民学校四年修了程度を標準とす)」が257万603人で、「普通会話に差支なき者(国民学校六年卒業程度を標準とす)」が315万1,845人である⁴⁵。

国民学校とは、従来の普通学校のこの時点での呼称である⁴⁶。つまり「国語ヲ解スル」基準は、初等教育を修了している程度だった。ただし、その調査方法は明らかにされていないが、大野学務局長による以下のような説明がある。

⁴⁵ 「第八十六回帝国議会説明資料」朝鮮総督府、1944年12月(熊谷明泰『朝鮮総督府の「国語」政策資料』関西大学出版部、2004年、534-535頁所収)。

⁴⁶ 1938年の教育令改正により従来の小学校(国語を常用するもの)と普通学校(国語を常用せざるもの)の区別が廃止されたことにともない名称が小学校に統一され、さらに1941年の改正で小学校が国民学校とされた。

昭和十七年末現在に於ける国語を解する者の数は約五百萬人、朝鮮内朝鮮人総人口約二千五百万人に對し二割弱[……]朝鮮に於ける国語普及率の調査に付ては私も予て疑問を有して居つたので今回別途の方法で調べて見ました。即ち国語教育を受けた者及受けつかある者の数を調べたのであります。其の調査の概ましを申し上げますと。

イ 施政以来初等学校を卒業した者約二百五十万人

ロ 現在国民学校在籍者約二百三十萬人

ハ 青年特別練成所及女子青年練成所修了者及在籍者約三十五萬人

計五百十五萬人でありまして、其の中には既に死亡者もありませうから裏に申述べた数字と略ぼ一致するのであります⁴⁷。

以上の説明からすると、この統計は全数調査によるものではなく、初等教育（～小学校～国民学校）を受けた者の人数にもとづいて作成されたものようである。さらに、「稍解シ得ル者」（1931～1936年度末）と「普通会話ニ差支ナキ者」（1935～1936年度末）は『朝鮮総督府施政年報』の1931～1936年版で空欄になっており、〈表11〉では1937年版以降のものに掲載されていたものを使用した。

さて、〈表11〉の1930年の欄をみると8.3%となっており、朝鮮国勢調査の6.8%よりもかなり高い。この差は上で述べた調査方法の問題から生じたものと思われる。朝鮮国勢調査はその基準があいまいであるとはいえたが、全数調査にもとづいたものであり、〈表11〉の方は初等教育を受けた者の数から推定したものだからである。また、〈表11〉の1931年から1932年にかけては数が減少するなど不自然な点が見られる。しかし、これに代わる統計は他に残されていないので、以上のような問題点をふまえた上で提示した。

〈表11〉を見ると、1929～1935年の間は7～8%台で停滞している。普通学校の就学率もほぼ同様の時期である1926～1932年の間、年平均0.2%増で停滞していた。その後、〈表11〉では1936年以降、普通学校の就学率は1937年以降に大幅な伸びが見られた。朝鮮国勢調査はまさにこの停滞の時期に行われたものである。日中戦争以降の時期の日本語普及政策のイメージからすれば、1930年の調査結果が低く見えるのは当然である。

おわりに：「日本語強制」の問題点

「日本語強制」ということばの問題点は二つある。第一に「すべての朝鮮人が無理やり日本語を学ばれていた」というイメージのために、表面的に見れば「自主的」な「教育熱」をもって朝鮮人が日本語を学んでいたという実態が見えにくくなるという点、第二に「支配者側がすべての朝鮮人に徹底的に日本語を教えていた」というイメージのために、支配者側の日本語普及に対する消極的な側面が見えに

⁴⁷ 大野学務局長「昭和十九年七月四日於中枢院会議 学務局主管事務の概況に就て」『文教の朝鮮』224、1944年、3頁。

くくなるという点である。

朝鮮人側の「教育熱」は、1920年代に高まって以降、支配末期に至るまで継続したと言える。その現象は表面的には、朝鮮人が「自主的」に子どもたちを普通学校に送り日本語を学ばせていたように見える。実際、学ぶ側の朝鮮人児童も、教える側の日本人教師も一生懸命に真剣に学び教えていただろう。それは、近代的な知識や技術を得るための道具として日本語が認識されていたからである。ただし、朝鮮人は普通学校教育をとおして与えられる教育内容や方法を全面的に受け入れていたわけではない。日本語を教授用語とする教育方法や、修業年限の短さ、不必要と思われていた農業教育などに対しては批判や不満を訴えていた。

一方、総督府側は、その時々の必要に応じて普通学校の普及をすすめていた。特に、戦時体制に突入する1937年以前の時期には、学校増設に対して消極的だった。それは、朝鮮人の負担を増やす方法で学校増設の費用をまかなったり、修業年限の延長を停滞させたりしていたことなどにあらわれている。総督府の教育方針は、日本語を通じて朝鮮人全体に近代化の恩恵を得させるというものではなく、その時々の必要に合う人材を育成するというところにあった。1937年以降の就学率や日本語普及の急増は、まさに徴兵制度の実施という究極目的ゆえの結果である。

朝鮮人の日本語学習に対する「自主的」に見える面だけを取り出して、「日本語を強制したことなどない、朝鮮人が進んで学んだのだ」という主張は、その背景を完全に無視している。なぜ朝鮮人は経済的な負担に応じてまで学校増設や日本語学習に積極的に取り組んだのか。本稿ではその点についてわずかな言及しかできなかつたが、今後の研究でもこの点がさらに明らかにされることによって、この種の主張はその根拠を弱めいくだろう。

また、「理由はともあれ日本語が普及した結果、それが朝鮮の近代化に貢献した」という主張もある。日本語普及が朝鮮の近代化に与えた影響は確かに存在する。しかし、本稿では朝鮮の近代化のために日本語普及が行われたわけではなかったという、目的の部分に注目して論じた。結果としての近代化については、本稿とは異なるアプローチによる研究が必要だろう。このように目的と結果は分けて考える必要もあるが、同時に目的と結果は総合して考えるべきものでもある。そうしてこそ、植民地朝鮮における近代化と日本語教育という問題を複雑な構造をもつ実態として明らかにしていくことができるからである。

批評文(柳承烈)

本稿は、植民地朝鮮の日本語使用と近代化を結びつけて論じている。日本語は近代化の道具であると同時に手段であり、日本語の教育と使用は近代的知識と技術の習得、ひいては近代化の達成につながるという構図である。論理上、日本語使用＝日本を通した近代社会の実現、ないし日本の植民地支配＝近代化という事実を当然の前提として受け止めなければならないのは、飛躍が激しいようである。

日本語学習と近代化達成の相関性を具体的に示す資料や研究があるのか、また日本語使用問題のみで植民地教育全般、ひいては日本の植民地支配体制全般への評価にまで結びつけられるのか疑問である。

用語使用に細心の配慮が必要である。教育現場で学生＝被教育者の「自主的」選択を口に出せない強制的構造が厳存した現実を考慮しなければならない。植民地下で制度化された教育体制は、それ自体が植民支配の方法の一環だった。日本語授業を拒否しなかったから「自発的」に学習したと評価しては困る。韓国語は制度教育以外にも自発的に学ぶ韓国人が多くたが、日本語は普通学校（小学校に該当）で教えるので学ぶだけで、求めて学ぶ事はほとんどなかつた。

「教育熱」という用語も誤解を招く危険が大きい。日本にも朝鮮のように普通学校の絶対不足による「教育熱」があったのだろうか。筆者は「総督府側は、その時々の必要に応じて普通学校の普及をすすめていた。特に、戦時体制に突入する1937年以前の時期には、学校増設に対して消極的だった」としながらも、「個人的な社会上昇志向の強」かったとして、朝鮮人の「自主的」「教育熱」を引き出そうとしている。また1925～1933年までは就学率自体が停滞したにもかかわらず、「深刻な経済状況にあっても定員を大幅に上回る普通学校への志願者が存在し続けていた」とのことからも「教育熱」の高さがうかがえる」と我田引水式に解釈している。1928年に朝鮮総督府が「一面一校計画」を樹立するようになった根本の背景は、極めて低調な普通学校就学率のためだった。当時普通学校在学者は、学令児童の約18%に過ぎなかった。歴代朝鮮総督が朝鮮人を対象とする初等教育の普及の程度を「総督治績」の重要な指標として掲げていたことを想起する必要がある。

時期変化による時点の区分も必要である。併合の前と後、1910・20年代と1930年代後半は、性格が顕著に異なるにもかかわらず、混ぜて使用している。筆者は主に1910年代の資料を使いながら、1930年代以後状況まで説明する。またII-2で1930年に行われた「朝鮮国勢調査報告」が1938年に行われた朝鮮教育令改正の結果を反映しているように叙述している。

III-7の徴兵制度部分で「1937年以降の就学率や「国語ヲ解スル朝鮮人」の急増の背景には、徴兵制度の実施という目的があった。徴兵制度の実施に必要な日本語能力の質と量は、それ以前の時期とは比較にならないほど大きなものだったから」だという内容は非常に重要だと考える。徴兵制実施前后を段階区分して、立体的・体系的に整理すればよいだろう。

批評文へのコメント(山田寛人)

そもそも「近代化」という概念は相當にあいまいなものです。本稿で使用した「近代化」とは非常に狭い意味でいえば、当時の朝鮮人が自分の子どもを普通学校に入学させようとした動機として存在していたものです。普通学校における教育を通じて近代知識を習得し、卒業後はその資格にもとづいて近代社会における有利な地位を獲得するという展望の中にある「近代化」です。まさか、多くの朝鮮人が自分の子どもを日本の支配に従順な奴隸のような存在に教育してもらうことを願って普通学校に入学させていたとは考えられません。やはりこうした「近代化」を求めて子どもを入学させたはずです。

もちろん、朝鮮人が求めていた「近代化」というものと、支配者側が日本語教育を通じて与えようとしていた「近代化」というもののあいだにズレがあったはずです。批評者の表現を借りて言えば、朝鮮人の視点からは「日本語の使用＝(日本を通じてではない、単なる、自分たちの)近代化の実現」、支配者の視点からは「日本語の使用＝日本を通じた近代社会の実現＝日本による支配の実現」というようになるでしょうか。本稿では、この支配者の視点からの近代化を批判的にとらえて論じています。従つて、近代化を進める手段としての日本語普及政策についても批判的にとらえて論じています。

「自主的」という用語も、まさに日本語普及政策の隠れた構造的な強制性を批判するために使っています。表面的には「自主的」に見えてしまう朝鮮人の日本語学習という実態を、日本語ができなければ様々な点で不利になるという構造(この構造自体、支配者側が主導してつくったものです)の中でとらえなければならないという意味を込めて使っています。

なお、日本語学習は普通学校教育以外の場ではほとんど行われなかつたというご批判は、実態を無視した評価だと思います。植民地時代に一般朝鮮人向けの日本語学習書(朝鮮人が著者である学習書も多い)が大量に発行され使用されていたということだけでも、学校教育以外の場で朝鮮人が「自主的」に(もちろん、構造的な影響を受けたうえで、という意味です)日本語を学んでいたということがうかがいれます。

「教育熱」という用語は、朝鮮人の主体性を重視する用語として使用しています。朝鮮人が日本による教育政策に一方的にふりまわされていた客体に過ぎない存在だったというとらえかたを排して、総督府の政策が遅々として進まない中にあっても朝鮮人の側が学校の増設などを要求したり推進したりしていた主体であったという実態を強調するためにこの用語を使っています。このような「教育熱」という用語の使用方法は、本稿で引用した韓祐熙論文、古川宣子論文、吳成哲論文などにおいても読み取ることのできるものです。

支配時期によるちがいには留意して論じたつもりです。異なる時期の資料を使って説明してしまっている部分がどこなのか具体的に示されていないので回答ができません。